

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象区域(区域内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
東白川村	大口集落、平集落、親田集落、中通集落、神付集落、中谷集落、加舎尾集落、西洞集落、曲坂集落、日向集落、陰地集落、栃山・黒淵集落、大明神集落、柏本集落、宮代集落、大沢集落、下野集落、久須見集落	令和3年3月30日	令和3年3月30日

1 対象区域の現状

①区域内の耕地面積	272ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	150ha
③地区内における80才以上の農業者の耕作面積の合計	38ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	13ha
④区域内において今後中心経営体及び後継者が引き受ける意向のある耕作面積の合計	46ha
(備考)親田集落では鳥獣被害防止対策の目的で侵入防止柵を整備する。	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

農地管理のみ(草刈)の農地で貸付けの申し入れがあれば、中心経営体が引き受けていく意向である。しかし、人手不足や集落ごとに支えあえる環境作りが進んでいないのが現状であり、営農集落組合の組織設立の促進と作業のスマート化が課題である。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

大口集落は、振興山村、過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。中心経営体は1名いるが、認定農業者等が存在しないため、周辺地域の認定農業者や、認定新規就農者の受入の促進を将来方針としてすすめていく。
平集落は、振興山村、過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。現在、認定農業者等の中心経営体が存在しないため、周辺地域の認定農業者や、認定新規就農者の参画をすすめていく。
親田集落は、振興山村、過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。農地利用は、中心経営体である認定農業者4経営体並びに集落営農組織が担うほか、入策を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。
中通集落は、振興山村、過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担うほか、入策を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

<p>神付集落は、振興山村、過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、入策を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>中谷集落は、振興山村、過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。農地利用は、中心経営体である認定農業者5経営体が担うほか、入策を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>加舎尾集落は、振興山村、過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、入策を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>西洞集落は、振興山村、過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。農地利用は、中心経営体である認定農業者4経営体並びに集落営農組織が担うほか、入策を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>曲坂集落は、振興山村、過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。現在、認定農業者等の中心経営体が存在しないため、周辺地域の認定農業者や、認定新規就農者の参画をすすめていく。</p>
<p>日向集落は、振興山村、過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、入策を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>陰地集落は、振興山村、過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、入策を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>栃山/黒淵集落は、振興山村、過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、入策を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>大明神集落は、振興山村、過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。農地利用は、中心経営体である認定農業者5経営体並びに集落営農組織が担うほか、入策を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>柏本集落は、振興山村、過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体が担うほか、入策を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p>

宮代集落は、振興山村、過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担うほか、入策を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。
大沢集落は、振興山村、過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、入策を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。
下野集落は、振興山村、過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。現在、認定農業者等の中心経営体が存在しないため、周辺地域の認定農業者や、認定新規就農者の参画をすすめていく。
久須見集落は、振興山村、過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担うほか、入策を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		水稻	0.2 ha	水稻	0.2 ha	中谷
		トマト	0.4 ha	トマト	0.4 ha	
		茶	2.4 ha	茶	2.4 ha	
認農		水稻	0.4 ha	水稻	0.4 ha	親田
		肉牛	58 頭	肉牛	80 頭	
認農		肉牛	138 頭	肉牛	160 頭	中谷
認農		水稻	3.65 ha	水稻	8 ha	加舎尾
認就		肉牛	18 頭	肉牛	40 頭	中通
		水稻	0.4 ha	水稻	0.4 ha	神付
		茶	1.55 ha	茶	1.55 ha	
	(農)東白川製茶組合	茶	1.55 ha	茶	1.55 ha	中通
集	西洞集落営農組合	水稻	0.8 ha	水稻	0.8 ha	加舎尾
		水稻	5 ha	水稻	15 ha	
集	親田集落営農組合	水稻	5.3 ha	水稻	15 ha	親田
認農		トマト	0.29 ha	水稻	0.6 ha	日向
認農		トマト	0.35 ha	トマト	0.6 ha	大明神
認農		トマト	0.18 ha	トマト	0.6 ha	大明神
認農		トマト	0.26 ha	トマト	0.26 ha	大明神
		茶	10.25 ha	茶	10.25 ha	日向
		トマト	0.29 ha	トマト	1 ha	
集	大明神集落営農組合	水稻	14.4 ha	水稻	20 ha	大明神
認農		茶	0.9 ha	茶	0.9 ha	柏本
認農		花き	0.2 ha	花き	0.3 ha	柏本
認農		水稻	0.7 ha	水稻	0.8 ha	宮代
		肉牛	62 頭	肉牛	70 頭	
認農		トマト	0.4 ha	トマト	0.4 ha	久須見
		茶	0.5 ha	茶	0.5 ha	
		水稻	0.3 ha	水稻	0.3 ha	

	(農)五加茶生産組合	茶	10 ha	茶	12 ha	五加地区
到達	みのりの郷東白川(株)	水稻	5 ha	水稻	10 ha	全域
計	23人		127.7 ha		174.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

<p>農地の貸付け等の意向が確認された農地は310筆、350,247㎡となっている。そのうち241筆、276,574㎡は中心経営体が今後引き受ける意向がある。農地の後継者が引継意向が確認された農地は277筆、329,067㎡となっている。集落ごとの話し合いでは、今後5年先まで1,397筆、1,507,351㎡について受け手が確認された。</p>
<p>農地中間管理機構の活用を促し、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸付を積極的に行なう。中心経営体が事情により営農継続が困難な場合には、機構を活用し農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。</p>
<p>鳥獣被害防止対策への取組で地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵の設置状況、放置果樹や被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>
<p>今後耕作放棄地になりうる農地については、話し合い等により農地を集積することで、中心経営体、または入作を希望する認定農業者や認定新規就農者に引き受けの意向を聞く。利用しやすい農地に整備するため、小規模農地整備事業等を活用し、収益性の高い園芸作物の生産に取り組む。</p>

農地の貸付け等の意向

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	大口集落・平集落・親田集落・中通集落・神付集落・中谷集落・加舎尾集落・西洞集落・曲坂集落・日向集落・陰地集落・栃山、黒淵集落・大明神集落・柏本集落・宮代集落・大沢集落・下野集落・久須見集落	350,247	276,574	0
	計	350,247	276,574	0

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載する必要があります。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。